

1.青少年健全育成条例等の創作物(二次元)規制の比較表

		東京都・青少年健全育成条例	大阪府・青少年健全育成条例	児童ポルノ禁止法
対象	実写(三次元)	○個別指定のみ(緊急指定、包括指定、団体指定の規定なし) 審議会の答申を経て知事が個別指定。以下の青少年の健全な育成を阻害するもの。	○個別指定 審議会の答申を経て知事が個別指定。次の青少年の健全な成長を阻害するもの 1. 青少年の性的感情を著しく刺激するもの イロハ…陰部露出、全裸・半裸、性行為等 ニホ…変態性欲、近親相姦、強姦等 2. 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長するもの 3. 青少年の犯罪を著しく誘発するおそれがあるもの	1. 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態 2. 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの 3. 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの
	創作(二次元)	1. 図書等で、内容が、青少年に対し著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するもの 2. 漫画、アニメ等(実写を除く)で、著しく社会規範に反する性交等(刑罰法規に触れる性交※1や近親相姦等)を、著しく不当に賛美し又は誇張するように、描写し又は表現することにより、青少年の性に関する健全な判断能力の形成を著しく妨げるもの ※1 刑罰法規に触れる…強姦、強制わいせつ、児童買春、青少年健全育成条例の淫行禁止規定などに触れる行為	○緊急指定 緊急を要する場合は知事は審議会の諮問なしで有害図書類の指定ができる。 ○包括指定 書籍では全裸・半裸、性交などの描写が総数の10分の1又は10ページ以上の場合は指定がなくても有害図書となる。 ○団体指定 知事指定団体(ビデ倫、ソフ倫、CERO、ソフ協、全審) ※2が青少年の閲覧等を不適当と認めたものは有害図書類となる。	規制なし
規制内容		・業者は指定図書類を青少年に対して販売や貸付などをさせてはならない。 ・業者は指定図書類を包装しなければならない。 ・業者は指定図書類を区分陳列しなければならない。 (指定されていない図書については販売・閲覧等の制限の努力規定あり)	・業者は有害図書類を青少年に対して販売や貸付けなどをさせてはならない。 ・業者は有害図書類を区分陳列しなければならない。 包装は区分陳列の一樣態	提供、製造、提供目的所持などを処罰

出典:各自治体の条例、法律等による。

※2 ビデ倫…日本ビデオ倫理協会、ソフ倫…コンピュータソフトウェア倫理機構、CERO…特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーディング機構

ソフ協…コンテンツ・ソフト協同組合、全審…全日本ビデオ倫理審査会

(担当:行政法務課 長末)

東京都青少年の健全な育成に関する条例について

2 1. 成立の経緯と歴史

▼成立の経緯

東京都では、1963年の10月に台東区中学校PTA連合会長からの請願という形で条例制定への動きが見られ始めた。この背景には1963年秋に悪書追放運動が盛り上がったことが背景にあると言われている。その後、12月に請願が都議会本会議で採択され、知事の付属機関として設置されている青少年問題協議会に条例制定についての諮問が行われた。同協議会は1964年5月に、規制は最小限になるよう配慮すべきとしつつも出版物の自主規制、優良出版物等の推奨、有害出版物等の指定を含む事項について何らかの措置がなされることが望ましいとする答申を行った。答申を元に条例案が作成され総務首都整備委員会に付託されたが、賛否両論が激しく対立し、都議会の会期延長の最終日に提出された修正案が強行採決されることになった。

▼改正の経過

	主な内容	背景とされるもの
1964年	・不健全図書指定、青少年への頒布禁止。 指定は審議会の審議を経て行うものとし、立入調査の後警告を行い、警告にした側の場合にのみ罰則を設定	・悪書追放運動
1992年	・図書類の定義規定に「ビデオテープ」及び「ビデオディスク」を追加	・ビデオの普及
1997年	・売春等処罰規定の設置 ・図書類の定義規定に「コンピュータプログラム又はデータを保存したCD-ROM等の電磁記録媒体」を追加	・援助交際の問題化 ・パソコンの普及
2001年	・不健全図書指定事由に「自殺・犯罪の誘発」を追加 ・指定図書類以外で青少年に見せるのがふさわしくないと発行者の指定した図書類(表示図書類)の区別陳列義務化、指定図書の自動販売機による販売禁止	・完全自殺マニュアルの流行 ・コンビニエンスストアでの陳列の問題化
2004年	・玩具、刃物等の青少年への販売制限 ・指定図書類及び表示図書類の陳列の際の包装義務	・インターネットの普及 ・青少年の凶悪犯罪被害

	<ul style="list-style-type: none"> ・表示図書自動販売機による販売の制限 ・着用済み下着等の買い受け禁止 ・性風俗関連業務への勧誘禁止 ・青少年の深夜外出の制限 ・カラオケ等の深夜立ち入りの制限 ・買春の厳罰化 ・規制発動の立入に際しての警察官の関与 	
2005年	<ul style="list-style-type: none"> ・プロバイダ、インターネットカフェ、保護者はフィルタリングに対するフィルタリングの努力義務 ・青少年とのみだらな性交の禁止、違反者に厳罰(青少年は免責) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの普及 ・携帯電話の普及
2007年	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット事業者の、契約の際のフィルタリングサービス勧奨の努力義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話によるインターネット利用の拡大
2010年	<ul style="list-style-type: none"> ・漫画やアニメーション等の画像のうち、反社会的または近親間の性交等を不当に賛美、誇張しているものについて、出版者、販売業者が青少年の販売閲覧制限を行う努力義務 ・知事による上記の漫画等の不健全図書指定権の設定 ・1年に6回以上不健全指定を受けた図書類を発行する業者に知事が措置を勧告し、さらにその後6カ月以内に指定を受けた場合はその旨を公表する権利の設定 ・保護者に対する13歳未満の者に対する児童ポルノからの保護の努力義務 ・13歳未満の者を性欲の対象として扱った図書類を販売した保護者または業者に対し知事が指導、助言、説明を求める権利の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットにおける児童ポルノの蔓延

3 2. 成立時と2010年改正時の論点

▼成立時の論点

- ・行政が恣意的に解釈を拡大可能な文言

▼2010年改正時の論点

- ・行政が恣意的に解釈を拡大可能な文言
- ・児童ポルノ禁止法との関係

(架空のキャラクターを規制するか、単純所持を規制するか)

- ・権力の家庭への介入
- ・都民への努力義務の設定

4 3. 成立後事件となった事例

2010年以降、不健全図書の指定は183件行われています。

指定は青少年に容易に入手可能な販売状況にあるものに対して行われ、審議会での審議を経て指定されます。不健全図書に指定された図書は青少年が閲覧することが適当でない表示を行うよう勧告され、包装、他の本と隔離して陳列されることとなります。

担当：文教科学技術課 瀬上

CRS Reports, by Topic¹

This section provides references to analytical reports on cybersecurity from CRS, other government agencies, think tanks, trade associations, trade press, and technology research firms. For each topic, CRS reports are listed first, followed by tables with reports from other organizations.

CRS Reports and Other CRS Products: Cybersecurity Policy

- CRS Report R42114, *Federal Laws Relating to Cybersecurity: Overview and Discussion of Proposed Revisions*, by Eric A. Fischer
- CRS Report R41941, *The Obama Administration's Cybersecurity Proposal: Criminal Provisions*, by Gina Stevens
- CRS Report R42984, *The 2013 Cybersecurity Executive Order: Overview and Considerations for Congress*, by Eric A. Fischer et al.
- CRS Report R40150, *A Federal Chief Technology Officer in the Obama Administration: Options and Issues for Consideration*, by John F. Sargent Jr.
- CRS Report R42409, *Cybersecurity: Selected Legal Issues*, by Edward C. Liu et al.
- CRS Report R42887, *Overview and Issues for Implementation of the Federal Cloud Computing Initiative: Implications for Federal Information Technology Reform Management*, by Eric A. Fischer and Patricia Moloney Figliola
- CRS Report R43015, *Cloud Computing: Constitutional and Statutory Privacy Protections*, by Richard M. Thompson II
- CRS Legal Sidebar, *House Intelligence Committee Marks Up Cybersecurity Bill CISPA*, Richard M. Thompson II
- CRS Legal Sidebar, *Can the President Deal with Cybersecurity Issues via Executive Order?*, Vivian S. Chu

¹ For information on legislation and hearings in the 112th-123th Congresses, and Executive Orders and Presidential Directives, see CRS Report R43317, *Cybersecurity: Legislation, Hearings, and Executive Branch Documents*, by Rita Tehan.